

保護者様

独立行政法人 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

さいたま市教育委員会  
さいたま市立見沼小学校

さいたま市では、市立の学校に在籍する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

この災害共済給付制度は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合に、保護者に対して治療費や見舞金の給付を行う制度です。国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度であるため、低い掛金で厚い給付が行われます。平成30年度はさいたま市立の学校において児童生徒等総数の99.9%に当たる約10万2千6百人に加入いただきました。

なお、災害共済給付制度の加入にあたっては、以下の掛金が必要になります。

<共済掛金額(年額)>

区分	保護者負担額
幼稚園	210円
小・中学校	460円
高等学校	1,510円

※加入手続きの時点(5月1日)で要保護または準要保護に認定されている世帯(就学援助制度の認定世帯)の方は、掛金を市と国が負担します。

さいたま市では平成21年10月より子育て支援医療費助成制度事業における、通院医療費助成対象年齢を中学校卒業までに拡大しておりますが、「学校管理下の災害」につきましては、原則として日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用させていただいております。

利用する際には、医療機関の窓口で「学校管理下の災害」であると申告をして医療費を負担し、後日センターからの給付金(医療費の自己負担分3割と見舞金1割)を受け取っていただくことになります。

なお、原則によらず医療費助成制度(子育て支援医療費等)を利用した場合も、振興センター共済給付制度を利用することができますが、重複支給分を返還していただくことになります。

※重複支給を防ぐため、お子さんの振興センター災害共済給付の支給状況について、子育て支援医療費助成制度担当部局と情報の収集又は提供を行うことがあります。

災害共済給付制度の加入は任意となりますが、さいたま市では不慮の災害に備えて、全児童生徒にこの制度への加入をいただきたいと考えています。本制度の趣旨をご理解いただき、ぜひ加入くださいますようお願いいたします。

※原則として全員加入をお願いしております。なお、加入について、ご不明な点や不都合な点がございましたら、4月22日(金)までに、担任または養護教諭までご連絡ください。期日までにご連絡がない場合は、ご同意いただいたと受け取らせていただき、教育委員会に加入人数の報告をいたします。報告後は変更できませんので、何かございましたら、必ず期日までにご連絡ください。

なお、掛金の集金は、各学年の6月の集金日を予定しておりますので、よろしく願いたします。